新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

| | 新型コロナウイルス感染症特例措置 | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 特例以外の場合の 雇用調整助成金 | 現行 (一般的な場合) | 緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施 | (参考)リーマンショック時 |
| 経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主 | 新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種) | 新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種) | 経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種) |
| 生産指標要件 (3か月10%以上低下) | 生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下) | 生産指標要件緩和 (<u>1か月5%以上低下</u>) | 生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下) |
| 被保険者が対象 | 据え置き | 雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める | 被保険者が対象 |
| 助成率 2/3(中小)1/2(大企業) | 据え置き | 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 <u>3/4(大企業))</u> | 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業)) |
| 計画届は事前提出 | 計画届の事後提出を認める (1月24日〜5月31日まで) | 計画届の事後提出を認める (1月24日〜 <u>6月30日まで</u>) | やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす |
| 1年のクーリング期間が 必要 | クーリング期間の撤廃 | 同左 | クーリング期間の撤廃 |
| 6 か月以上の被保険者期間 が必要 | 被保険者期間要件の撤廃 | 同左 | 被保険者期間要件の撤廃 |
| 支給限度日数 1 年100日、3 年150日 | 同左 | 同左+上記対象期間 | 3 年300日 |

- 1 上記の拡充にあわせて<mark>短時間一斉休業の要件緩和、休業等規模要件の緩和と残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化</mark>も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

※今回お諮りする事項は赤枠部分

概要

○ 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、 労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

支給対象事業主等

- 〇 支給対象事業主:雇用保険適用事業所
- 〇 支給対象労働者:雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等を除く。

支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画(月単位)を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業:1/2 中小企業:2/3 ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(8,330円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 1,200円